「物品の購入・役務の提供等」の提出書類一覧

この案内には、入札参加資格審査申請についての手続き要領が記載されていますので、申請を希望される事業者の方は、下記一覧表の「注意事項」及び「申請書の記載例」を確認のうえ、書類の不備・不足、記載漏れ等がないようご確認ください。

申請書受付期間：　令和８年 10 月 30 日（金）～　令和８年 12 月１日（火）

【物品の購入・役務の提供等】の資格要件

(1)　審査基準日前日において営業開始後１年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後１年を経過している者であること。

◇申請書類一覧◇

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
入札参加資格審査申請書 （物品の購入・役務の提供等）	○	○	指定様式	【物】様式１－１、１－２、１－３ 項目すべてについて記入してください。該当がない箇所は記入不要です。
有資格職員名簿	△	△	指定様式	【物】様式２ 希望する業務を請け負ううえで、法令より資格、免許等を取得している職員が必要な場合は作成してください。
営業所一覧表	○	○	指定様式 任意様式	【物】様式３ 項目を充たせば、申請者独自の様式でも提出できます。※本社（店）のみの場合でも提出してください。
設備機械器具概要 （印刷業務を希望する方）	△	△	指定様式	【物】様式４ 印刷業務を希望する事業者のみ提出してください。
＊使用印鑑届	○	○	指定様式	共通様式１ 用紙に記載の注意事項を参照してください。

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
＊委任状	△	△	指定様式	共通様式２ 申請者が支店長等へ入札・見積り・契約締結等の権限を継続して委任する場合に作成してください。 委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）、受任者の印鑑は使用印とし、申請書【物】様式１－１、「使用印鑑届」の使用印と同一のものをそれぞれ押印してください。
営業に関する許可、免許、登録証等	△	△	写し	希望する業務を請け負ううえで、官公庁の営業の許可、認可等が必要な場合に許認可等の写し(最新のもの)を提出してください。
【法人】 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	○	×	写し可	本社の所在地を管轄する法務局で発行される商業登記の履歴事項全部証明書又は、登記簿謄本の写し。 （申請書提出日より３ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）
【個人】 代表者身分証明書	×	○	写し可	代表者の本籍地のある市（区）町村で発行される身分証明書の写し。 （申請書提出日より３ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）
印鑑証明書	○	○	写し可	【法人】法務局発行のもの。 【個人】市（区）町村発行のもの。 （申請書提出日より３ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。） 写しの印影が不鮮明な場合は原本を提出してください。
納税証明書（国税）	○	○	写し可	【法人】税務署様式その３の３ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の納税証明書。 【個人】税務署様式その３の２ 申告所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の納税証明書。 （申請書提出日より３ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。） 国税の納税証明書の交付請求手続は、国税庁のホームページで確認してください。

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
納税証明書（県税）	○	○	写し可	都道府県が発行する都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書。（申請書提出日より３ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。） 権限を委任している場合は、受任先の所在地の納税証明書。
納税証明書（市町村税）	○	○	写し可	市町村が発行する市町村税（全税目）に関し、未納の税額がないことが判断できる証明書。（申請書提出日より３ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。） 権限を委任している場合は、受任先の所在地の納税証明書。 完納証明書が発行されない自治体においては、直近（令和７年分）の納税証明書。
決算書等	○	○	写し	【法人】財務諸表 申請書を提出する直前期末における貸借対照表及び損益計算書。 【個人】税務署に提出した令和７年分の所得税確定申告書の写し。 （青色申告者）青色申告の損益計算書及び貸借対照表。 （白色申告者）白色申告の収支内訳書。

※ ○印は申請者が必ず提出するもの、△印は該当する申請者のみが提出するもの、×印は提出を要しないものです。

※ ＊印は各部門共通の様式です。